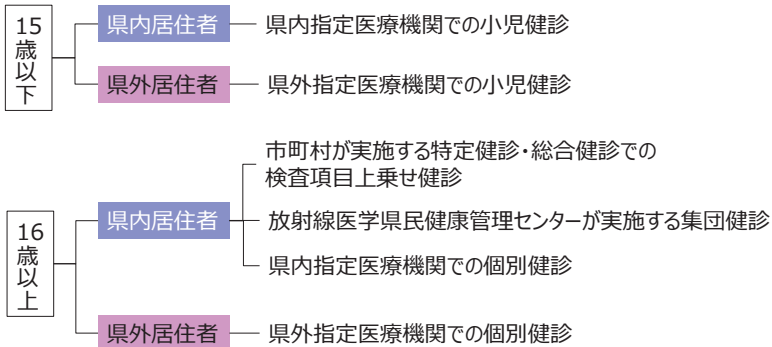


毎年、15歳以下の小児と16歳以上の県外居住の方には、指定医療機関での個別健診を実施。16歳以上の県内居住の方には以下の3種類の 방법으로健診が実施されています。

1. 市町村が実施する特定健診・総合健診にこの健診で追加した検査項目を上乗せして実施
2. 放射線医学県民健康管理センターが実施する集団健診
3. 県内指定医療機関での個別健診



県民健康調査の「健康診査」とは？（福島県立医大放射線医学県民健康管理センター）より作成

15歳以下の小児については、福島県内外共に、検査協力いただける小児科医のいる医療機関で受診ができます。その結果は、再度、受診医療機関を訪ねていただき、医師から直接説明を受けることとなっています。何か心配になる事、注意の必要な検査結果が出た場合にも、この時点で医師と相談し、対応してもらうことが可能です。

一方、16歳以上の福島県内にお住まいの方は、3種類の方法、市町村が実施する特定健診・総合健診にこの健診で追加した検査項目を上乗せして実施、放射線医学県民健康管理センターが実施する集団健診及び県内指定医療機関での個別健診のいずれかを受診いただけます。

本資料への収録日：2013年3月31日

改訂日：2014年3月31日

：2015年3月31日

関連 Q&A

- ・ 6章 QA57 健診の年間スケジュールを教えてください
- ・ 6章 QA58 承諾書を提出しないと、「健康診査」を受診できないのでしょうか
- ・ 6章 QA59 集団健診の申込書を送りましたが、受付票が送られてきません。希望した日に直接会場へ行ってかまいませんか
- ・ 6章 QA60 会社や学校、市町村で健康診査を受けましたが、それとは別に県民健康調査の「健康診査」も受けなければならないのですか
- ・ 6章 QA61 県民健康調査の「健康診査」を受けて承諾書を提出（データを提供）したら、一人ひとりに結果は戻ってきますか